岩手県告示第916号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) による土地改良事業の施行のため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨遠野市長から届出があった。

平成 18 年 9 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 遠野市宮守町達曽部 4 地割に編入する区域 遠野市宮守町達曽部 5 地割 1 の一部、36 の 10 及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
- 2 遠野市宮守町達曽部5地割に編入する区域
 - (1) 遠野市宮守町達曽部4地割66の1の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
 - (2) 遠野市宮守町達曽部5地割1及び2の1に隣接する遠野市宮守町達曽部4地割の道路、水路である公有地の一部
- 3 遠野市宮守町達曽部6地割に編入する区域
 - (1) 遠野市宮守町達曽部7地割15の一部、17
 - (2) 遠野市宮守町達曽部6地割50の1に隣接する遠野市宮守町達曽部7地割の道路である公有地の一部
- 4 遠野市宮守町達曽部7地割に編入する区域
 - (1) 遠野市宮守町達曽部6地割50の1の一部
 - (2) 遠野市宮守町達曽部7地割15に隣接する遠野市宮守町達曽部6地割の道路である公有地の一部
- 5 遠野市宮守町達曽部8地割に編入する区域
 - (1) 遠野市宮守町達曽部5地割32の1の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部
 - (2) 遠野市宮守町達曽部 10 地割 5 の 1 、5 の 2 、6 の一部、7 の 2 の一部、7 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
- 6 遠野市宮守町達曽部9地割に編入する区域
 - (1) 遠野市宮守町達曽部 11 地割 1 の 1、2 の 1、3 の 1、4 の 1、5 の 1、8 の 1、9 の 1、10 の 1、42 の 1、43、44 の 1、45、75 から 80、83 から 86、88 から 91、94、95、96 の一部、97、98 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
 - (2) 遠野市宮守町達曽部 12 地割 32 の1の一部
- 7 遠野市宮守町達曽部 11 地割に編入する区域
 - (1) 遠野市宮守町達曽部 12 地割 61 の 2 の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の一部
- (2) 遠野市宮守町達曽部 13 地割 78 の 2 の一部、91 の一部及びこれらの区域に隣接する遠野市宮守町達曽部 12 地割の水路である公有地の全部並びに 89 の地先の水路である公有地の一部
- (3) 遠野市宮守町達曽部 11 地割 47 の1 に隣接する遠野市宮守町達曽部 13 地割の水路である公有地の一部
- 8 遠野市宮守町達曽部 12 地割に編入する区域
- (1) 遠野市宮守町達曽部9地割93の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
- (2) 遠野市宮守町達曽部 11 地割 96 の一部、98 の一部、106 の一部、107、108、109 の一部、111 の一部、112 の一部、113 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに 47 の 1 の地先の道路、水路である公有地の一部
- (3) 遠野市宮守町達曽部 13 地割 78 の 2 の一部、89、91 の一部
- 9 遠野市宮守町達曽部 17 地割に編入する区域

遠野市宮守町達曽部 18 地割 91 の 4 、93 の 1 の一部、94 の一部、155 の 6 の一部、155 の 27 の一部、155 の 42 から 155 の 44 まで及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

備考 関係図面は、遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。